

保護者各位

福井工業大学附属福井中学校  
校長 加藤 良子  
(公印省略)

## 学校感染症による出席停止について

生徒が別紙の学校感染症と診断された場合、学校保健安全法第19条の定めにより、学校における流行の蔓延を防止するために、出席停止（欠席としない）の措置をとることになっています。

その場合、「出席停止証明書」の提出をお願いしていますので、医療機関で記入いただき、登校再開時に担任の先生に提出をお願いします。

また、お子様には、医師の指示及び別紙の基準に基づき、十分な休養をさせるとともに、健康観察をされた上で登校させるようにお願いします。

----- きりとり -----

## 出席停止証明書

年 組 番 生徒氏名

病名

【診断日】 平成 年 月 日

【出席停止期間】 平成 年 月 日から 月 日まで

- 上記の病気の主要症状が消退し、感染のおそれがないと認めるため、登校を許可します。
- 出席停止期間の基準に基づき、所定の期間経過後、登校することを認めます。
- その他（ ）

※ 該当する□にチェックをお願いします。

医療機関名

医師名

印

- 診察された医療機関の先生方へ 恐れ入りますが、「出席停止証明書」の記入をお願い致します。
- 保護者の皆様へ 本用紙は出席停止期間経過後の登校時に、生徒を通じて担任へ提出してください。

## 《主な学校感染症および出席停止期間の基準》

### 主な学校感染症および出席停止期間の基準

- ・インフルエンザ※ . . . . . 発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで  
※鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症は除く
- ・百日咳 . . . . . 特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
- ・麻疹（はしか） . . . . . 解熱後3日を経過するまで
- ・流行性耳下腺炎 . . . . . 耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで（おたふくかぜ）
- ・風しん（三日はしか） . . . . . 発疹が消失するまで
- ・水痘（水ぼうそう） . . . . . 全ての発疹が痂皮化するまで
- ・咽頭結膜熱（プール熱） . . . . . 主要症状消退後2日を経過するまで
- ・結核 . . . . . 医師によって感染のおそれがないと認められるまで
- ・髄膜炎菌性髄膜炎 . . . . . 医師によって感染のおそれがないと認められるまで

その他、学校保健安全法施行規則第18条に定められている感染症が出席停止の対象となります。対象となる感染症や出席停止の期間についての質問等がございましたら、学校までお問い合わせください。

## 《出席停止期間のみかた》

「〇〇した後、△日を経過するまで」となっている場合、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を1日目として考えます。

（例）インフルエンザの場合

【出席停止期間：発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで】

	火	水	木	金	土	日	月	火	水
発症後の日数	発症した日	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可	登校可	登校可
解熱後の日数			解熱した日	解熱後1日	解熱後2日	×			
← 出 席 停 止 →									

※発症した日、解熱した日は「0日目」と考えます。

火曜日に症状が出現し、同じ週の木曜日に熱が下がった場合、次の週の月曜日から学校生活に戻れます。（部活動も同様です）